

京都市告示第 73 号

道路法第 18 条の規定に基づき、次のように道路の区域を変更し、その供用を開始します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供します。

平成 30 年 4 月 24 日

京都市長 門 川 大 作

道路の種類 市 道
 供用開始の期日 告示の日
 路線名及び道路の区域

路 線 名	区 間	旧 新 別	延 長	敷地の幅員
修学院166号線	左京区修学院泉殿町35番地地先から同町13番地の2地先まで	旧	メートル 13.60	メートル 0.90
		新	13.60	0.91 ~ 7.50
岩倉4号線	左京区岩倉花園町289番地の10地先から同町289番地の2地先まで	旧	20.70	4.10
		新	20.70	6.00
山科西野緯19の1号線	山科区西野榎本町131番地の43地先から同町131番地の3地先まで	旧	30.70	3.70 ~ 3.95
		新	30.70	6.00
久世8号線	南区久世大藪町26番地の50地先から同町26番地の15地先まで	旧	20.50	5.90 ~ 6.05
		新	20.50	6.00 ~ 6.01
太秦経187の1号線	右京区太秦乾町34番地の1地先から同町34番地の3地先まで	旧	17.20	4.85 ~ 4.95
		新	17.20	5.53 ~ 6.00
嵯峨野緯3号線	右京区太秦乾町34番地の3地先から同町34番地の11地先まで	旧	16.90	5.03
		新	16.90	5.03 ~ 6.02

大枝12号線	西京区大枝東長町1番地の25地先から 同町1番地の23地先まで	旧	48.50	3.45 ~ 8.50
		新	48.50	4.23 ~ 6.01

(建設局土木管理部道路明示課)